

第 8 回犯罪被害者等基本計画検討会

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日
厚生労働省

重点課題に係る具体的施策

居住の安定（基本法第１６条関係）

（２）被害直後及び中期的な居住場所の確保

イ〔厚生労働省〕

児童相談所や婦人相談所は施設間で環境が違っており、一定の基準を設けて欲しい。

また、一時保護の現状に関する調査と必要な施策の実施の対象として、民間シェルターも加えて欲しい。

- 児童相談所及び婦人相談所については、児童福祉法、売春防止法及びこれらに基づく政省令等において、児童相談所及び婦人相談所の組織、職員、設備・器具・必要書類等、運用上の具体的な基準を示しており、当該基準に基づき必要な機能が発揮されているところである。
- DV被害者や人身取引被害者の一時保護委託先となっている民間シェルターについて、その一時保護委託の状況（保護日数等）について調査することとしたい。

婦人相談所の2週間の保護期間が短すぎる。

民間ボランティアも含めた、保健師や生活福祉相談員、児童家庭相談員等の定期的な訪問によるケア（日常生活支援）つきステップハウスの拡充が必要。

- 婦人相談所一時保護所における保護期間は、原則として2週間としているが、あくまでも保護の期間の目安であって、個々の状況など必要に応じ弾力的に運用するよう指導している。
- 婦人相談所による一時保護から地域における自立した生活へとつながるステップハウスとしての性格を有するサービスとして、婦人保護施設（全国51か所）や母子生活支援施設（全国287か所）などが活用されており、当該施設において、母子指導員等の担当職員が入所者の日常生活支援を行っている。また、近年、心理療法担当職員の配置や被虐待児個別対応職員の配置など、その機能強化を図ってきたところである。

厚生労働省としては、これらの施設を通じて、今後とも、入所者の処遇の向上に努めてまいりたい。

婦人相談所の入所に際して、手続によっては入所にお金を必要とする場合がある。このような現状を解消すべき。

- 具体的にどのような事例を指しているのか明らかではないが、婦人相談所に入所する際において、法律上、費用徴収の規定はなく、現金の徴収は行っていないものと承知している。

ウ [内閣府・厚生労働省]

犯罪被害ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設を設置し、医学的・心理的な援助、物的援助、法的援助、雇用・教育・訓練の機会の提供等その他必要な援助を行うべき。

- 犯罪被害者のうち、虐待によるものについては、児童相談所において、児童福祉司、相談員等による社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士等によるもの等）をもとに、原則としてこれらの者の協議により判定（総合診断）の上、個々の児童に対する援助指針を作成することにより、きめ細かな専門的支援を行っているところである。

また、配偶者等からの暴力被害者（DV）及び人身取引被害者については、婦人相談所において、近年、婦人相談所一時保護所への心理療法担当職員や同伴乳幼児の対応を行う職員の配置、増加している外国人婦女子の一時保護に対応するための通訳雇上費の支給など、その機能強化に努めているところである。

厚生労働省としては、引き続き、児童相談所及び婦人相談所の適正な運用に努めてまいりたい。

これらの者以外の犯罪被害者について、ご要望のような「犯罪被害者ごとにその特殊性に応じた専門的な保護施設を設置」することについては、厚生労働省の所管外であるため、これを設置することは考えていないが、いずれにしても、ご要望の施設については、推進会議の下に新たに設置される検討のための会において、検討されるべきものと認識している。

- なお、児童相談所及び婦人相談所とは別に、犯罪被害者を含め、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた者については、公共職業安定所において求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職相談を行うとともに、就職のために職業訓練の受講が必要な者に対しては、公共職業訓練のあっせんを行い、公共職業訓練を無料で受けることができるようにしているところである。

配偶者等からの暴力（DV）被害者以外の犯罪被害者や人身取引被害者の被害直後の居住場所として、「婦人相談所の一時保護」を利用することは適切ではなく、犯罪被害者を専門的に一時保護する施設を新設すべきである。

- 婦人相談所は、従来から問題を抱える女性やDV被害者等の保護を行ってきたところであり、今後ともその機能を活用することが適切と考えている。

特に人身取引被害者については、平成16年12月7日に定められた政府の「人身取引対策行動計画」において、人身取引被害者の保護のために、婦人相談所等を公的シェルターとして活用することが盛り込まれ、これまでも婦人相談所等において多くの被害者の保護を行ってきたところである。また、本年4月より、人身取引被害者の婦人保護施設や民間シェルターへの一時保護委託制度も設けたところである。

厚生労働省としては、上記を踏まえ、人身取引被害者の保護について、引き続き、婦人相談所の適正な運用に努めてまいりたい。

- なお、ご要望のような「犯罪被害者を専門的に一時保護する施設」については、厚生労働省の所管外であるため、これを新設することは考えていないが、いずれにしても、ご要望の施設については、推進会議の下に新たに設置される検討のための会において、検討されるべきものと認識している。

被害者家族の宿泊について、病院の空き部屋を用意する、もしくは、近隣の宿泊先を紹介する等の配慮の必要性の周知。

- 病院は、あくまで医療を提供する機関であり、病院の空き部屋は、救急患者等医療を必要とする方々に利用されるべきものであると考えている。
- また、上記のとおり、病院はあくまで医療を提供する機関であり、いつでも救急患者等に対して適切に対応することが使命であることから、病院に対しご要望のような「近隣の宿泊先を紹介する等の配慮」まで求めることは難しい。

ご要望については、むしろそうした情報を把握し得る他の身近な公的な機関、例えば各警察署等において、近隣の宿泊先リストを常備して、その申し出に応じて対応をしていただくということも考えられるのではないかと。

被害者世帯の居住の安定については、支援員のサポートも同時提供できる状態で、公営住宅の確保やホテル・旅館・病院などとの契約確保も検討すべき。

- 病院は、医療を必要とする者に対して、病態を踏まえつつ、適切な医療の提供を行う施設であり、犯罪被害者等の居住の場として病院を使用することについては困難である。

雇用の安定（基本法第１７条関係）

（１）事業主等の理解の増進〔厚生労働省〕

母子家庭だけでなく、父子家庭になった被害者遺族に対する配慮も必要。

- 犯罪の被害を受けたことが原因で職業生活に相当の制限を受けることとなった者等については、事業主の理解を得て、雇用の維持を図っていくことが重要であることから、事業主の求めに応じ、公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて、配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を実施しているところである。
- また、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた方に対しては、公共職業安定所において求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行ってきたところである。
- さらに、今後は、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げることや、また、公共職業安定所職員に対する研修においても犯罪被害者等への理解に資するテーマについて取り上げることが新たな取組として検討しているところである。
- こうした取組については、父子家庭も、母子家庭の母と同様に、対象としているところであり、引き続き、犯罪の被害にあわれた方に対する支援に努めてまいりたい。

性犯罪被害者で加害者が顔見知りの場合、日常生活や社会生活圏が重なっていることが多く見受けられる。この時、雇用者が被害者を解雇することがないように雇用者への教育・指導が必要。

- 犯罪の被害を受けたことが原因で職業生活に相当の制限を受けることとなった者等については、事業主の理解を得て、雇用の維持を図っていくことが重要であることから、事業主の求めに応じ、公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて、配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を実施しているところである。
- また、今後は、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げることや、また、公共職業安定所職員に対する研修においても犯罪被害者等への理解に資するテーマについて取り上げることが新たな取組として検討しているところである。
- こうした取組を通じて、雇用者が犯罪被害者の雇用管理に係る認識を十分に深め、犯罪被害者等に対する理解が促進されるよう努めてまいりたい。

事業主等の理解の増進については、被害者が職場の問題について相談でき、事業主へ被害者の状況を説明したり理解を求めたりする調整を行ってくれる公的相談窓口（事業主への教育指導機能ももつ）も必要。

- ご要望は、被害者個々の状況について事業主等への説明が求められているものであり、相談内容も、雇用の安定のみを目的としたものだけではなく、広範なものと思われる。
- さらに、ご要望のような被害者を事業主等とコーディネートする業務を適切に行うためには個別の被害状況に係る情報を被害者本人だけでなく客観的に把握し、必要な情報提供・支援等を途切れることなく行うことが重要であると考えている。したがって、当該ご要望については、犯罪被害者等基本法第１７条に基づく事業主等の理解に関する検討で議論するのではなく、同法第１１条における推進会議の下に新たに設置される検討のための会において、検討されることが適切である。

（２）被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

給与の国庫負担や会社への補助金の支給〔厚生労働省〕

被害者が休職している間の給与を国が負担するとか、会社に補助金を支給するなどの施策が必要。

- 会社に対して補助金を支給し、休職中の給与を国が保障するか否かについては、犯罪被害者に対する経済的支援の範囲に関する議論であり、犯罪被害者等基本法第１７条に基づく被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討で議論するのではなく、同法第１３条における推進会議の下に新たに設置される検討のための会において、検討されることが適切である。

推進体制

(1) 国の行政機関相互の連携・協力 [内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省]

具体的施策の冒頭部分に、下記施策を明記すべきである。

犯罪に関わる全ての場面及び手続において、犯罪被害者等の権利が保障されなければならないことを前提として、各機関が犯罪被害者等の権利保障のための果たすべき役割を明確にするため、警察法をはじめ各省設置法等の関係法令の改正を行う。

- 犯罪被害者等のために各府省庁が果たすべき役割については、犯罪被害者等基本計画において明確化されるものであり、各府省庁設置法等の関係法令の改正は必要ないと考えている。

のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求める必要がある場合もある。そうした犯罪被害者等にとって、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、安定した新たな居住先の確保が不可欠であるが、しかし、犯罪等による被害によってもたらされた経済的困窮などともあいまって、新たな居住先の確保が困難であるとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第16条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るための施策として、

- ・ 公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

公営住宅への優先入居

犯罪被害者等が被害直後に緊急入所してとりあえずの衣食住の確保や介護が受けられる場所及び生活の立て直しを図るための中期的（3年から5年程度）な居住環境の整備

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずるとともに、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。【国土交通省】

イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への~~大身取引被害者の一時保護委託~~の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】

【理由】一時保護委託先は、婦人保護施設、民間シェルターだけではないため、「等」

を追加。一時保護委託制度は人身取引被害者だけでなく、DV被害者についても対象としている制度であるため「人身取引被害者の」を削除。一時保護委託は、婦人相談所が委託をするという行為であるため、「実施について」を追加。

イ 「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(再掲：第2、2.(3))

第15条(3)に記載しているものを再掲

イウ 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力(DV)被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

【理由】民間シェルターは、委託を受ける立場であるため、表現を改めたもの。

エ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどによりとともに、一時保護から地域における自立した生活へとつながるステップハウスとしての性格を有するサービスを通ずるなどして、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。【厚生労働省】

【理由】婦人保護施設、母子生活支援施設がステップハウスといえるので、表現が重複している。このため表現を改めた。

オ 児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置する検討のための会において、必要な調査を行い、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】(再掲：第2、2.(4)) 第15条(4)に記載しているものを再掲。他の書きぶりとは平仄を合わせる。以下、カに同じ。

ウカ 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保については、給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置する検討のための会において、必要な調査を行い、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

平成17年10月7日

厚生労働省

内閣府犯罪被害者等施策推進室 殿

第8回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題に対する
再検討依頼について（厚生労働省意見）

貴府より、平成17年10月4日付けで依頼のありました「第8回検討会に係る検討事項について（再検討依頼）」につきましては、以下のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

犯罪被害者等に関する労働問題について、個別労働紛争解決制度及び総合労働相談コーナーによって対応することが可能ではないか。

総合労働相談コーナーにおいては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、情報提供、相談その他の援助を実施しており、現行制度においても職場の問題については、犯罪被害者であるか否かにかかわらず相談に応じているところであるが、相談内容について、専門的な担当機関・部署があるものについては、当該機関の紹介を行っている。

また、個別労働紛争解決制度の助言・指導制度、あっせん制度については、いずれも民事上の個別労働紛争を対象とし、法令・判例等を拠り所として紛争当事者間の話し合いを促すことにより紛争の解決を図るものである。したがって、犯罪被害者の保護に係る事業主の義務等のルール（法令・判例等）がない以上、事業主に対する働きかけを行うことは困難であり、国に対して特別の援助を求める意見に対しては、当該制度はなじまないものである。